

感染症の予防及びまん延防止のための指針

1 基本方針

萩市地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、利用者及び職員等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。そのためにセンターは、感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2 注意すべき主な感染症

センターが予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

（１）利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

（２）感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等

（３）血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎）等

3 感染症発生時の具体的対応

感染症が発生した場合、センターは利用者等の生命や身体に重大な影響を生じさせないように、利用者等の保護及び安全の確保等を最優先とし、迅速に次に掲げる措置を講じる。

（１）発生状況の把握

（２）感染拡大の防止

（３）医療措置

（４）市への報告

（５）保健所及び医療機関との連携

4 感染症対策委員会の設置

センター内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（１）センターにおける委員会の運営責任者は所長とし、当該者を以て「専任の

感染対策を担当する者」（以下「担当者」という。）とする。

（２）委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、センターが開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

（３）委員会は、定期的（年２回以上）かつ必要な場合に担当者が招集する。

（４）委員会の議題は、担当者が定める。具体的には、次に掲げる内容について協議するものとする。

- ① センター内感染対策の立案
- ② 指針・マニュアル等の整備・更新
- ③ 利用者及び従業員の健康状態の把握
- ④ 感染症発生時の措置（対応・報告）
- ⑤ 研修・教育計画の策定及び実施
- ⑥ 感染症対策実施状況の把握及び評価

５ 職員に対する研修の実施

センターは勤務する職員に対し、感染症対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発に併せ、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」及び「訓練（シミュレーション）」を次のとおり実施する。

（１）新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。

（２）定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年２回以上実施する。

（３）訓練（シミュレーション）

センター内で感染症が発生した場合に備えた訓練を年１回以上実施する。

６ 平常時の対応

（１）センター内の衛生管理として、換気、掃除、消毒を定期的に行い、センター内の衛生管理、清潔保持に努める。

（２）職員は、出勤前に検温等の体調確認を行い、勤務中は定期的に手洗い、手指消毒を行う。

（３）職員は、訪問前に利用者や家族等の体調確認を行う。

（４）職員は訪問及び来客対応中はマスクの着用を徹底する。また、訪問後は、手洗いおよび手指消毒を行う。

7 感染症や食中毒の発生の対応

(1) 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

①職員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、医療機関の受診を勧める。

②受診の結果、感染症等と判断された場合は、すみやかに報告をいただき、担当職員の健康状態を把握する。

③該当職員がサービスを提供している利用者で、3日程度の間に接触のあった利用者の健康状態も把握する。

④センター内に、当該感染症の症状と似た職員が複数いる場合は、保健所や市等へ相談する。

(2) 職員は感染症等が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

①発生時は、手洗い・消毒等を徹底し、感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。

②感染者または感染が疑われる利用者の居宅は基本的には訪問を控える。やむを得ず訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等を適正に処分し、アルコール消毒液で手指消毒を行うこと。

③利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用の調整を行うこと。

④必要に応じて利用者の主治医や保健所に相談し、技術的な応援の依頼及び支持を受けること。

(3) 感染症等が発生した場合には、医療機関、保健所、行政等の関係機関に報告し、緊密に連携を図り、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。

8 指針の閲覧

「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」は、求めに応じていつでもセンター内で閲覧できるようにする。またホームページ等にも公表し、利用者及び家族がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。

令和7年4月1日 改訂